

千葉市中央剣友会会則

第1章

名称

第1条 本会は、千葉市中央剣友会と称する

目的

第2条 本会は、会員相互に切磋琢磨し正々堂々の剣道を習得し、心身ともに健全な人間の育成を図るとともに、会員等相互の親睦を深めることを目的とする

事業

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う

- (1) 定時に稽古を行う
- (2) 他団体との交流を行い、行事等に参加する
- (3) 昇段審査等に必要な指導等を行う

運営方法

第4条 本会は、中学生以下の会員の保護者(以下保護者会員と呼称する)、会員ならびに指導者及び本会の趣旨に賛同する有志の協力のもとに運営される

第2章

組織

第5条 本会は、会員、会長、事務局、指導者、有志によって構成する事務局に、事務局長及び会計、幹事、監査を置く
事務局は、事務局長宅に置く

会員

第6条 本会は、千葉市および近隣の地域に居住する原則として小学校1年生以上の者で、本会で剣道を習得修練しようとするものを会員とする
中学生以下の会員の議決権等の行使は、保護者会員が代行する
保護者会員は、本会の円滑な運営を図るために、当番業務等役員の要請に積極的に協力するものとする

入会

第7条 入会を希望する者は会長に所定の申込書を提出する
会長が許可した者は、入会金を納付する
入会金は返還しない

退会

第8条 退会しようとする者は、会長に所定の退会届を提出する
前納会費等は返還しない

休会

- 第9条 長期稽古に参加できない者は、会長に所定の休会届を提出する
休会は、1ヶ月若しくは年単位とする
月会費は、届出月の翌月から免除し、前納分があるときは翌月分から返還する
年会費は、返還しない

除名

- 第10条 下記の者は、役員会で協議のうえ会長が除名する
(1) 本会の名誉を著しく傷つけ、または、秩序を乱した者
(2) 特別な理由なくして会費を3ヶ月以上滞納した者
(3) 1ヶ月以上に渡り稽古を無断で欠席した者
(4) 休会中の者で、期間が過ぎても長期間連絡のない者
納入済の会費等があるときは、前条の休会の規定を準用する

役員

- 第11条 本会に次の役員を置く
- | | |
|--------|----------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 1名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 会計 | 1名 |
| 監査 | 1名 |
| 幹事 | 若干名 |
| その他の役員 | 若干名 |
| 指導者 | 指導者名簿による |

役員の仕事

- 第12条
- | | |
|------|--|
| 会長 | 会長は、本会を代表する
稽古指導方法、行事参加者等の選任を総括する |
| 副会長 | 会長を補佐し、会長の仕事を執行する
会長に事故あるときは、これを代行する |
| 事務局長 | 事務局長は、会の運営を統括する |
| 会計 | 会計は、出納仕事を掌握する
会計は、監査を兼務できない |
| 監査 | 監査は、会計仕事を監査する
監査は、会計を兼務できない |
| 幹事 | 幹事は、事務局長を補佐し本会の運営にあたる
幹事は、会計または監査を兼務することを妨げない |

その他の役員 名誉会長、顧問等必要により選任し、会長の諮問及び会議
等において助言する
指導者 指導者は、会員の指導にあたる

役員を選任

第13条 会長 会長は、役員会において選任し総会の同意を得る
副会長 会長に準ずる
事務局長 事務局長は、会員及び保護者会員及び有志の中から総会に
おいて選任する
会計 会計は、事務局長が委任する
監査 監査は、会員及び保護者会員、有志の中から総会において
選任する
幹事 幹事は、事務局長が委任する
その他の役員 会長に準ずる
指導者 指導者は、役員会において委嘱する

役員任期

第14条 役員任期は1年として、再任を妨げない
役員に事故あるときは補任する
補任役員任期は残余の期間とする

第3章

会議

第15条 定期総会ならびに臨時総会及び役員会とする
定期総会は、年度末に開催する
臨時総会は、特別な決議事項等のあるときに開催する

召集ならびに議長

第16条 定期総会及び臨時総会は、会長が招集する
事務局、または多数の会員等からの要望があるときは、会長はこれを招集
しなければならない
役員会は、会長または事務局長が招集する

第17条 議長は、会議の始めに出席者の中から選出する

定期総会

第18条 定期総会は、本会の議決機関であって次に掲げる事項を審議決定する
(1) 会則の変更
(2) 役員を選任
(3) 予算及び決算

- (4) 事業計画及び報告
- (5) その他役員会で必要と認めた事項
- (6) 緊急動議等のある者は、事前に役員会に申し出て発議する

会議の議決

第19条 総会は、会員等の過半数以上の出席を以って成立する(委任状を含む)
可否同数の場合は議長が決する

役員会

第20条 役員会は、審議事項に必要な役員の出席を以って成立する
出席者の合意を以って議決する

第4章

運営費

第21条 本会の経費は、次に掲げるものを以って当てる

- (1) 月会費
- (2) 年会費
- (3) 稽古参加費
- (4) 入会金
- (5) その他の収入

会費及び稽古参加料

第22条 会費は、月会費及び年会費とする

月会費 月会費は、小学生以上で稽古日に常時稽古をしようとする者が納入する

年会費 年会費は、中学生以上のものが小学生から引続き会員として、稽古をしようとする者が納入する

稽古参加料 稽古参加料は、他団体員または個人で稽古に参加しようとする者は、稽古参加毎に道場使用料として納入する

第23条 納入額については、附則で定める

第5章

友好団体との関係

第24条 友好団体との関係は、その発足の経過を踏まえて、親密な関係を保持し交流と便宜を図る

第6章

事業年度

第25条 事業年度は、会計年度とする

会則等の改定

第26条 会則は、総会の議決を経て改定する
附則は、役員会を経て改正する

第7章

慶弔費

第27条 会員等の死亡の場合 5,000円

第8章

附則

第28条 納入金額

月会費 毎月 2,500円

但し、入会時に限り3ヶ月分の会費をまとめて前納する

年会費 年度毎 2,000円

但し、小学生から引き続き継続する中学生に限る

入会金 2,000円

稽古参加料 道場使用料として1回 100円

付記

平成 7年 7月15日 施行

平成 9年 4月12日 改正

平成12年 4月15日 改正

平成20年11月29日 全面改正